

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成26年9月30日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年9月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

I 措置を講じた旨の通知があったもの

H26.9.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日			
No.1	H15	H16.3.31	第4号	指摘	土地改良事業補助金交付の事務処理を適正に行うべきもの	P4	創造都市推進局	土地改良課	H26.9.10			
No.2				意見	ホームページの充実について	P6						
No.3	H17	H18.3.31	第7号	指摘	收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの	P2						
No.4				指摘	市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの	P4						
No.5				意見	施設管理業務委託に係る再委託契約について	P6						
No.6				意見	管理運営委託業務の履行内容について	P6						
No.7				意見	一宮新池農村公園の設置及び管理に係る例規の整備について	P6						
No.8	H19	H20.3.31	第5号	指摘	公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの	P2						
No.9				指摘	適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの	P4						
No.10	H21	H22.2.19	第1号	意見	施設の保守点検業務に係る事務処理について	P6				教育局	中央図書館	H26.8.18
No.11	H24	H24.11.22	第23号	指摘	発注簿等の事務処理を適正にすべきもの	P7				環境局	環境保全推進課	H26.9.8
No.12				指摘	発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの	P8						
No.13				指摘	委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの	P8						
No.14	H25	H25.8.20	第20号	指摘	単価契約に係る執行何を適正に作成すべきもの	P4				教育局	中央図書館	H26.8.18
No.15	H26	H26.8.15	第17号	指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P15				財政局	市民税課	H26.9.12

II 措置を講じることができなかった旨の通知があったもの

通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		通知日
No.16	H13	H14.3.29	第4号	意見	住民に対する工事の事前説明について	P3	都市整備局	都市計画課	H26.8.27

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局	平成15年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成16年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	土地改良事業補助金交付の事務処理を適正に行うべきもの		
内 容	<p>しゅん工期限を超過した事業のしゅん工届や決算額ではなく、精算額が記載された収支決算書をそのまま受理しているもの、また、検査調書に添付されている認定書の中で工事請負方法の記載が誤っているものなど、適正性を欠く事務処理が見受けられた。</p> <p>今後、これらの補助金交付事務を執行するに当たっては、関係諸規程の規定に基づき、申請者である事業主体には適正な書類を提出させるよう指導するとともに、職員には厳正な事務処理がなされるよう周知徹底を行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki15/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	<p>土地改良事業補助金交付の事務処理については、平成20年度から、受付時には適正な書類が作成されているかの点検を徹底し、受付後の審査においても、高松市土地改良事業補助規程及び高松市農業用排水路しゅんせつ泥土整理事業補助金交付要綱に定める規定に基づいた適切な申請であるかの審査を徹底するとともに、申請者である事業主体に適正な書類を提出するよう指導した。</p> <p>また、検査調書の内容誤記載については、職員に記入内容についての確認を徹底し、適正な事務処理について注意喚起を行った。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局	平成15年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成16年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見 の 項 目	ホームページの充実について		
内 容	<p>市ホームページの創造都市推進局 土地改良課のWebサイトには、業務概要や関係土地改良区一覧表などの情報が掲載されているものの、具体的な実施事業が掲載されておらず、ホームページによる積極的な市民への周知がなされていないように見受けられた。</p> <p>今後は、補助事業を始め、創造都市推進局 土地改良課が行っている事務事業を広く市民に周知する手段の一つとして、ホームページの内容の整備・充実にも積極的に取り組まれない。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki15/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	<p>ホームページの充実については、平成16年度から具体的な実施事業を記載し、掲載内容について最新のものに随時更新している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局	平成17年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見 の 項 目	収受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	野田池景観整備維持管理事業補助に係る着手届等については、受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等を受理したときは、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	野田池景観整備維持管理事業補助に係る着手届等の受理については、平成18年度から、高松市事務決裁規程に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けるとともに、以後、補助金等の交付申請者から提出された着手届等を受理したときは、これらの規定に基づき適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局	平成17年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの		
内 容	ため池景観整備維持管理事業補助の検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	市内出張命令の事務処理については、平成21年度から市内出張命令簿による決裁を受け、適正な事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象部局	平成17年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見 の 項 目	施設管理業務委託に係る再委託契約について		
内 容	<p>一宮新池農村公園施設管理業務委託については、受託者から事前に再委託契約の締結に係る協議があった際、同委託契約書第9条ただし書の規定に基づく承諾を口頭で行っているものの、その経緯を示す文書が作成されないまま、再委託契約が締結されているので、今後、受託者が再委託をしようとする場合は、協議の経緯が明確になるように事務処理方法の見直しを検討されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	<p>施設管理業務委託に係る再委託契約については、平成18年度から一宮新池農村公園管理委託契約第9条に基づき、第三者委託届出書を提出させている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象部局	平成17年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	管理運営委託業務の履行内容について		
内 容	<p>一宮新池農村公園グラウンド管理運営委託業務の受託者から提出された収支決算書には、事前に協議があったものの、同委託契約書第2条で規定されている業務内容に該当するか疑義が生じかねない備品の購入が含まれていたため、今後、受託者から同グラウンドの管理運営に要する備品購入等の要望があった場合には、市で対応し、その管理を委託業務に含めるなど、契約書に即した委託業務の履行の確保に努められたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	<p>一宮新池農村公園は、ため池整備事業として整備を行ったもので、常時、貯水はしておらず、洪水時の調整池という機能を持っている。そのため、ため池台帳に搭載されており、県のため池の保全に関する条例も適用されるため、市が管理する一般の運動公園と同種の扱いが困難であり、円滑かつ効率的な管理運営を地域住民の自主的運営によって実施するため、一宮地区の各種団体の代表者で構成された運営委員会に管理委託していることから、管理運営上必要最小限の備品等については、双方で協議した結果、引き続き、運営委員会への委託料により支払うこととした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象部局	平成17年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	一宮新池農村公園の設置及び管理に係る例規の整備について		
内 容	<p>公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例で定めるべきところ、県のため池保全条例の適用を受けるとともに洪水調整の機能を有する一宮新池については、平常時に一宮新池農村公園として供用されているが、底地のグラウンドの利用に関する管理運営要綱は制定されているものの、同公園の設置及び管理に関する例規が整備されないまま、施設を供用し、管理運営委託契約を締結しているため、管理及び運営のあり方が明らかになるよう、関係する例規の整備を検討されたい。</p>		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	<p>当該公園は、ため池整備事業として整備を行ったもので、常時、貯水はしておらず、洪水時の調整池という機能を持っている。そのため、ため池台帳に搭載されており、県のため池の保全に関する条例も適用されるため、一般の運動公園の位置付けが困難であることから、公園の設置及び管理に係る例規の整備は行っていないが、当該公園内のグラウンドについては、高松市一宮新池農村公園グラウンド管理運営要綱を制定して施設を供用している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象部局	平成19年度／産業部		
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成20年3月31日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見の項目	公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの		
内容	<p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、創造都市推進局 土地改良課の伺決裁の起案用紙には、記号の記入はされているものの、部・時・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。</p>		
公表文該当ページ	2ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入するとともに、職員に記入及び確認の徹底を図り、以後、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／対象部局	平成19年度／産業部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見 の項目	適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの		
内 容	<p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、平成19年度南部農道外1地区除草業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	<p>見積業者等一覧表の添付については、平成20年度から前年度の見積参加業者を記載できる様式を使用し、決裁に添付している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／対象部局	平成21年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成22年2月19日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年8月18日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	施設の保守点検業務に係る事務処理について		
内 容	<p>平成20年度高松市中央図書館エレベータ設備保守点検業務委託において、建築基準法に基づく年1回の定期検査については、受託者により保守点検と併せて実施されているものの、仕様書の中に定期検査を実施することを明記していないものが見受けられた。</p> <p>今後においては、設備の安全性確保のため、法定検査について仕様書に明記し、確実な実施と履行確認を行われたい。</p>		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki21/219.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 中央図書館
措 置 結 果	平成24年度の契約から、法定検査について、仕様書に明記し、当該契約の履行確認を適正に行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／対象部局	平成24年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第23号	告 示 日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日及び兼命令処理日を正しく記入しなければならないが、紙スーパークリップ購入代については、発注日等の記載がないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	7ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
措 置 結 果	発注簿における発注日及び兼命令処理日については、監査結果報告を受け、直ちに正しく記載するよう職員に指導し、以後、適正に処理している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／対象部局	平成24年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第23号	告 示 日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	高松市出納員規則第2条では、会計管理者は、主管の長を審査出納員とし、支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任すると規定しているが、7月分消耗品購入代に係る発注簿については、兼命令起票日欄の日付と支出負担行為兼支出命令書の起案日の日付が合致していないので、今後は、発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
措 置 結 果	発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理については、監査結果報告を受け、直ちに発注簿等の確認を行うよう職員に指導し、以後、事務処理を適正に行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／対象部局	平成24年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第23号	告 示 日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年9月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱第2条第1項第3号により、収納事務の委託については、市税の納付確認を行った上で委託契約を締結しなければならないが、平成23年度及び平成24年度と同契約については、納税確認がなされていないまま、委託契約を締結している場合が見受けられたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	8ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
措 置 結 果	平成25年4月1日以後、納税確認を徹底するとともに、契約を解除できる条件として、新たに市税の滞納を加え、年度途中で滞納が判明した場合であっても、契約を解除できるように契約書の見直しを行い、適正な事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／対象部局	平成25年度／教育局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月18日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	単価契約に係る執行伺を適正に作成すべきもの		
内 容	<p>文書法制事務の手引の第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定されているが、平成24年度高松市中央図書館駐輪場整理業務委託に係る執行伺については、実施・見積徴取決裁を作成しておらず、単価契約締結決裁のみ作成し、支出時の関連文書としているので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 中央図書館
措 置 結 果	高松市中央図書館駐輪場整理業務委託契約については、平成26年度の契約において、見積徴取決裁を作成した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

監査実施年度／対象部局	平成26年度／財政局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	平成26年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月12日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	単価契約に係る契約書の作成について		
内 容	平成25年度使用済み原付ナンバープレート等の売払については、単価による契約にもかかわらず、請書により処理しているため、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	15ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>当該指摘事項の、使用済み原付ナンバープレート等の売払については、使用済みナンバープレートが一定以上蓄積された段階で、売払の事務処理を行っていることから、次期売払は未定である。</p> <p>このため、平成26年5月27日に、再発防止策について検討を行い、各承認者及び決裁者ごとに決裁欄にチェック跡を残すなど、所属内のチェック体制を強化するとともに、各種の通知については、その都度、職員に周知し、財務事務に係る知識を深めるために、課内で行っている研修内容の充実を図ることとした。</p> <p>また、同月28日に開催した、課内の文書取扱事務研修会においても周知し、職員の意識を啓発した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく通知

※措置を講じることができなかったもの

通知No.

No.16

監査実施年度／対象部局

平成13年度／都市開発部

指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成14年3月29日

区分

指摘

意見

通知日

平成26年8月27日

指摘・意見
の項目

住民に対する工事の事前説明について

内容

横断道関連の周辺整備として緊急に施工した小規模下水道改修工事について、当初工事施工中に関係住民の要望により、同一場所で追加工事を発注しているが、当初工事と追加工事をあわせることにより有利な契約ができた可能性がある。
関係住民の要望に基づく工事は事前説明を十分に行い、本市に不利な契約にならないようにされたい。

公表文該当
ページ

3ページ

公表文への
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki13/329.pdf>

指摘又は意見に対する通知

所管課等

都市整備局 都市計画課

結果

四国横断自動車道の周辺整備事業は終了していること、及び高速交通対策室が廃止となり、同事業を引き継いでいる所属は存在しないため、是正措置を講じることができなかった。